

令和4年

第15回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年5月27日(金)

伊勢原市農業委員会

第15回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和4年5月27日（金） 午前10時40分から午前11時15分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員 11名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

市川 正美、杉本 和彦

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前10時40分)

[事務局 長] 只今より第15回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。全員出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

[議長] それでは、只今から、第15回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、9番・市川 正美委員と1番・杉本和彦委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。
本日の審議事項は、報告5件、議案3件の計8件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。議案書の1ページをご覧ください。内訳は、成瀬地区で3件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の1件、成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

[事務局] 報告第2号の1については、平成17年頃に駐車場に転用したもので、駐車場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

報告第2号の2については、昭和59年頃に宅地に転用し、共同住宅を建築したもので、宅地として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1については、宅地造成を行うものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。高部屋地区で1件、比々多地区で1件の申請がありました。報告第4号の1、申請人は上粕屋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年4月18日、対象農地の明細は5ページです。上粕屋字西峯岸に1筆、面積は595平方メートル、4月21日に事務局で現

[事務局] 地調査を行い、玉ネギ、ジャガイモ等の栽培を確認しています。4月22日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の2、申請人は申橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年4月20日、対象農地の明細は6ページです。三ノ宮字下谷戸に1筆、面積は661平方メートル、5月10日に事務局で現地調査を行い、ネギの作付けを確認しています。5月11日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり、高部屋地区の7件、比々多地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

報告第5号の1については、コロナ渦の影響により規模の縮小を図りたいと申し出があり解約に至ったものです。

次に、報告第5号の2については、借受人が高齢により離農するため、解約に至ったものです。

次に、報告第5号の3から8については、担当者が病気を患い、療養後も体力が思うように回復せず、維持管理を行うことが困難となり、規模の縮小のため解約に至ったものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

[A委員] 報告第5号の3から8までの法人は、2年ほど前に新しく農地を借りた法人だと思いますが、病気によって全部解約したということですか。

[事務局] 約2年前に倒産した法人が所有していた農地を解除条件付きで借りていましたが、担当者が病氣療養中のため、約3分の1を解約することになったものです。

[議長] 議事を進めます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で1件の申請がありました。議案第1号の1、図面番号は1番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は東富岡字相原の1筆、面積は22平方メートルの畑です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は座間市にお住いの方で、譲受人は栗窪の方です。譲受人世帯の経営農地面積は5,099平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えているので農地取得に支障はありません。取得する農地にはジャガイモ等を作付けする予定です。申請人は、申請地北側の隣地819番3を3月の総会において3条申請を行い取得していますが、今回申請した819番2は、現状は法面の状態となっており、過去に道路拡幅された際の残地でございます。将来的な維持管理、一体的な利用で農作業の効率を図るためとの所有者からの申出もあり、申請に至りました。譲受人が経営している農地は、ナス、トマト、玉ねぎなどの露地野菜が作付けされ、適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 5月24日に地区委員全員で現地を確認したところ、以前生えていた雑草もきれいに刈られて管理されておりましたので問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回3件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は2番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、三ノ宮字上原田の1筆、面積は261平方メートルで、南側は畑で他は県道と市道に囲まれた土地です。譲渡人は市内三ノ宮の方、譲受人は市内の宗教法人です。譲受人は、石倉橋交差点近くの県道沿い2か所に案内看板を設置していますが、新東名高速道路が開通したことにより、高速道路の入口から半径500メートル以内では、看板の新設ができない状況となったことや、大山バイパスが開通したことにより、将来の看板用地、開通記念碑と遙拝所として転用します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、入口部分の一部をコンクリート舗装し、他は転圧のみとします。雨水は市道の側溝に接続します。計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は500平方メートル以下であるため該当しません。5月19日に県担当者の現地調査を受け、手続き終了後は、県知事に副申します。

続きまして、議案第2号の2、図面番号は3番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、下糟屋字弥杉の1筆、面積は684平方メートルで、北側と東側は道路、西側は駐車場、南側は畑となっています。譲渡人は、平塚市の方を含む全6名の共有名義で、譲受人は秦野市の建設会社です。この会社は、秦野市平沢に本社があり秦野市菖蒲に2箇所の資材置場がありますが、資材と車両が混在する置場となっていました。ここで伊勢原市内、県東部の工事を

[事務局] 複数受注し、現場と会社との中間に適地を確保できたため、駐車場として転用するものです。道路を境に市街化区域に接しているため、道路幅員5メートルを確保するため、一部を道路後退用地として転用します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がり、10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、周囲はコンクリートブロックを2段から3段に積み、敷地は砂利敷きとします。雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理します。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。5月19日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はないことから、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第2号の3、図面番号は4番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東富岡字立野の1筆、面積は340平方メートルで、北側と東側は道路、南側は水路、西側は宅地に接しています。譲渡人は市内東富岡の方で、譲受人は厚木の方です。譲受人は農家の次女で、結婚を機に現在のアパートでは手狭となり、実家の農業補助を行うにあたり、農地の近くに木造2階建ての分家住宅を建設します。この場所以外に住宅に適した場所がなく、転用申請となりました。申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれ、農地の広がり、10ヘクタール以上であることから、「第1種農地」と判断されます。第1種農地への分家住宅の立地については、集落接続が問題となりますが、県との事前相談において問題がない旨を確認しています。一般基準及び個別基準についてですが、南側の水路境には擁壁を設置します。敷地は整地し、雨水は浸透トレンチ管で浸透させ、汚水は合併浄化槽で処理し、流末は道路側溝に接続します。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。5月19日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はないことから、手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この件は、大山バイパスが開通する前から話があり進められていたもので、5月23日に地区委員全員で現地を確認いたしました。内容

については、事務局の説明のとおりです。県道と市道に挟まれた土地で他の農地や耕作に影響を及ぼすものではないと判断したところでございます。地域の産業の活性化に繋がれば、大変喜ばしいことだと個人的には思っています。以上、御審議をお願いします。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この案件は、東海大学病院の近くにある土地で、毎年、農地パトロールで雑草が生えて問題のあった土地ですが、今回、業者が駐車場として利用されるということですので問題はないかと思えます。

[議長] 次に、議案第2号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この土地は、日産テクニカルセンターに向かう道路沿いに何件か分家住宅が建ち並んでいる所にあります。今回、最後に残った土地を分家住宅の用地として転用するもので、排水も問題なく、何ら問題はないと思えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります13件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、6月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続きを進めていくこととなります。

まず、議案第3号の1、伊勢原地区、池端字五反地の8筆、及び大田地区、沼目字澤尻の3筆、計4、437平方メートルの賃貸借について、受け手は、本市の認定農業者及び人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第3号の2から同4、伊勢原地区、岡崎字山ノ後の2筆、及び同地区岡崎字台の3筆、計4、510平方メートルの使用貸借について、受け手は、約680アールの面積で農業経営している平

[事務局] 塚市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第3号の5から同7、比々多地区、三ノ宮字中沢山の3筆、計2, 835平方メートルの賃貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第3号の8、成瀬地区、下糟屋字前田の1筆、計961平方メートルの使用貸借について、受け手は、認定農業者のもとで研修を受け、かつ、伊勢原市による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第3号の9及び同10、大田地区、上谷字前田の2筆、及び同地区上谷字島合の2筆、計1, 443平方メートルの使用貸借について、受け手は、議案第3号の1の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第3号の11、大田地区、下谷字大長の1筆、計2, 374平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第3号の1及び同9並びに同10の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第3号の12、大田地区、下平間字丸山の1筆、計495平方メートルの賃貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が受け手となるものです。

次に、議案第3号の13、大田地区、下平間字谷原下の1筆、計1, 031平方メートルの賃貸借について、受け手は、本市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 以上をもちまして、第15回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時15分 終了】

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____